雇用率制度及び納付金制度における短時間労働者の取扱い

(1) 雇用率制度及び納付金制度の対象障害者

		30時間以上	20~30時間
身体障害者		0	_
分科學音 名	重度	0	0
知的障害者		0	_
	重度	0	0
精神障害者		0	Δ

 \bigcirc ・・ダブルカウント \triangle ・・0.5 人分カウント

※ 精神障害者については、週 15 時間以上の労働者についても、納付金制度に基づく 助成金の支給対象となる。

(2) 実雇用率算定にあたっての取扱い

雇用する重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数

+ (雇用する重度身体・重度知的障害者の常用労働者数)×2

+ 雇用する重度身体・重度知的障害者の短時間労働者数

+ 雇用する精神障害者の常用労働者数

+ (雇用する精神障害者である短時間労働者数) ×0.5

実雇用率 =

雇用する常用労働者の数

(3) 法定雇用率算定にあたっての取扱い

重度以外の身体・知的障害者の常用労働者数

- + (重度身体・重度知的障害者の常用労働者数) × 2
- + 重度以外の身体・知的障害者の失業数
- + (重度身体・重度知的障害者の失業者数) × 2

法定雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数